

近世武家官位制の成立過程について

李 啓 煌

【要約】 本稿は、武家官位叙任の動向とその特徴を探り、その性格変化を追跡して近世武家官位制の成立過程を解明するとともに、武家官位を構造的に掌握して幕藩体制におけるその意義を析出しようとしたものである。まず、豊臣政権期の官位叙任に対しては全国統一過程とその権力性格と関連させて分析・評価し、特に陪臣の官位叙任に注目した。次に、家康・秀忠の時期における武家官位叙任は將軍宣下・上洛と大きく関連していたことを明らかにした。寛永年間には定例的叙任が定着し朝廷から独立した武家官位制が展開し始めるが、二条城行幸の際の位階が近世武家官位制の基本的枠組となったことに注目した。またこの時期に有力外様大名の官位と家格制とが絡み合い固定されたことを確かめた。しかし大名の官位叙任原則が立てられたのは万治三・寛文元年であり、この時点で官位制と家格制とが絡み合う近世武家官位制が確立したのである。こうした武家官位制は幕藩体制独自の家格制の枠組の制限を受けており、官職昇進を通じて將軍に対する「忠」の論理が貫かれていたとみた。 史林 七四巻六号 一九九一年一月

はじめに

近世権力の創出期以来、最高権力者の官位叙任や辞任は彼らの政権構想、国家思想と関連している。豊臣政権における数多くの武家官位叙任は単なる律令制的な天皇制の復活を意味するものではなく、近世権力創出過程の中でのものである。そして徳川家康による武家官位制独立の意味も近世権力論と国家論の両面から総合的に評価すべきであり、またそれ以後の武家官位制の展開・機能も権力維持・再生産構造と国家論の中で位置づける必要がある。

こうしたときに、何よりも重要なのは近世初期官位制の具体的な実体の究明であろうが、この方面の研究は必ずしも多

くはない。その最大の原因は、近世史研究が天皇・朝廷を政治圏外に位置させたからである。一九七〇年代に入って幕藩制国家論の観点からの研究が盛んになったが、そこでの官位制研究は、官位制の具体的実態を明確にした上で展開したものとはいえない。こうしたなかで、宮沢誠一、松平秀治、深谷克己氏等の研究は近世官位制を直接の研究対象としたものとして注目に値する。しかし宮沢誠一氏の論考は基本的な事実の実証に問題が多く、松平秀治氏のそれは官位制と家格制の結合過程が論述されていない。深谷克己氏のそれも武家官位制の機能が中心である。一方、藤井讓治氏の研究成果は、寛文四年における武家官位のあり方を明らかにしたという点でも、官位に叙任していたすべての武家階級を対象に横断的に武家官位の全構造を分析するという方法の点においても非常に貴重である。しかしそれにもかかわらず現在の研究成果はその具体像・全体像を明確にするところには至っていない。

本稿は、豊臣秀吉が関白になった天正十三年(一五八三)から寛文朱印状が出された翌年である寛文五年(一六六五)までの時期を分析対象とし、豊臣―徳川政権初期における武家官位叙任の動向とその特徴を権力の成長過程と関連させて探りながら、近世武家官位制の成立過程を動態的に捉えたい。また武家官位を構造的に掌握して幕藩体制におけるその意義を明らかにしたい。

① 一九五〇年代、一九六〇年代における近世史研究は、大岡検地論と軍役論等に代表されているように、主に権力基盤や幕府権力による大名編成等に集中してきた。

② 戦後、天皇制論は黒田俊雄の「権門体制」論に触発され、一九七〇年代の国家論的研究を契機に本格化する。その成果・傾向を反映して『大系日本国家史』が編集された。近世に限ってみると、朝尾直弘の見解は(「幕藩制と天皇」『大系日本国家史』三近世(東京大学出版会、一九七五))現在までの水準を示している。大名と官位については、尾玉幸多が『大名』(日本の歴史十八、小学館、一九七五)において家

格と関連させて記述しており、深谷克己は『士農工商の世』(大系日本史の歴史九、小学館、一九八八)において武家官位独立について概説的に記述している。

③ 宮沢誠一「幕藩制的武家官位の成立」(『史観』一〇二、一九七四)、松平秀治「大名家格制についての問題点」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四八年度)、深谷克己「領主権力と武家「官位」」(『幕藩制國家の成立』、有斐閣、一九八一)。

④ 藤井讓治「日本近世社会における武家の官位」(『国家―理念と制度―』、京都大学人文科学研究所、一九八九)。

I 豊臣政権期における武家官位

一 豊臣時代の官位叙任

豊臣時代の官位叙任を《表一》^①からみると、天正十三、十六年、そして文禄四年から慶長元年までがもっとも多かったことに気付く。一方、天正十八年から文禄二年までにおける官位叙任は低い数値を示している。従五位下叙任は天正十三、十六年に最も多く、文禄三年から慶長元年までに比較的集中している。従四位下叙任は、天正十三年から天正十六年まで、天正十八年から文禄元年まで、文禄四年から慶長二年までの時期に集中している。そして従三位叙任は天正十四年から天正十六年までと文禄元年、文禄四年から慶長元年までに集中していることがわかる。

では年次ごとに官位叙任の特徴を概観しておこう。天正十三年の官位叙任の急激な増加は秀吉の関白職就任と関連している。これは叙任日からも明白である^②。そして同年から官位叙任が急増したことから、秀吉の

《表一》 豊臣政権期の官位叙任 () は昇進者数。A は従四位下以上の合計

年 度	従五下	従四下	従三位	正三位	従二位	正二位	従一位	A	計
天正11	3	0	0	0	0	0	0	0	3
12	4	0	1	0	0	0	0	1	5
13	35	6(2)	0	1(1)	1(1)	0	1(1)	9(5)	44(5)
14	12	5	2(2)	2(2)	1(1)	0	0	10(5)	22(5)
15	14	3(1)	2(2)	0	2(2)	1(1)	0	8(6)	22(6)
16	44	8(7)	1(1)	0	1(1)	0	0	10(9)	54(9)
17	19	0	0	0	0	0	0	0	19
18	12	3(1)	0	0	0	0	0	3(1)	15(1)
19	9	6(2)	0	0	0	1(1)	0	7(3)	16(3)
文禄元	10	3(1)	3(3)	0	0	0	0	6(4)	16(4)
2	10	1	0	0	0	0	0	1	11
3	20	0	1(1)	0	0	0	0	1(1)	21(1)
4	23	4(3)	2(2)	1(1)	0	0	0	7(6)	30(6)
慶長元	20	4	4(4)	0	0	1(1)	0	9(5)	29(5)
2	16	2(1)	1(1)	0	0	0	0	3(2)	19(2)
3	8	0	1(1)	0	1(1)	0	0	2(2)	12(2)
4	10	2(1)	0	0	0	0	0	2(1)	12(1)
計	269	47(19)	18(17)	4(4)	6(6)	3(3)	1(1)	79(49)	348(50)

※従***は正***を含み、***下は***上を含む。天正十三年に京極高次が従五位上、天正十六年に徳川秀忠が正五位下、毛利秀元が文禄元年に従五位上、正四位上(昇進)、文禄四年に毛利秀元が正三位、宇都宮國綱が正四位下、慶長四年に島津家久が正四位下に叙任する。

関白就任が武家官位制活性化の引き金となったといえよう^④。同年の武家官位叙任者は伊達政宗を除き、秀吉の支配圏内の人々である。これは反秀吉勢力に対する秀吉勢力の結束の可視的表現であり、その官位的編成の仕組は特定大名を従四位に叙任させ一般大名より一階上に位置させることであった^⑤。

天正十四・五年においては従四位下以上の官位叙任の割合が高い。これは、小牧・長久手の戦いの最終的決着が付き、徳川家康を関白政権へ組み込んだことによるものとみられる。則ち、実力においても官位的地位においても強力な徳川家康を関白政権が抱え込むうえにおいては、彼に対応できる人々を関白政権内に位置づける必要性が生じる。したがって天正十四・五年には従四位下以上の官位叙任や昇進に親秀吉系有力大名たちが当てられるのである^⑦。このような天正十四・五年の官位叙任あるいは昇進によって、官位制的序列と権力序列とが一致させる方向へ向けられた。

ところで、天正十六年は聚楽第行幸と九州征伐があった年である。聚楽第行幸は、秀吉が全国支配者であることを天下に見せつけるためのものと評価されており、その行列編成は官位制的な序列が基本である^⑧。聚楽第行幸に関わった官位叙任は、従五位下に徳川家康家臣十三人を含めて十五人、従五位下から従四位下に昇進した京極直次、池田輝政等が挙げられる。そして聚楽第行幸後の豊臣秀次の従二位昇進がある。

またこの年の武家官位叙任の特徴は聚楽第行幸に関連しているとともに、九州征伐の成果を反映していることである。則ち九州征伐と関連した官位叙任は二十件であり、小早川隆景、吉川広家、毛利輝元、島津義弘、龍造寺政家、立花宗茂等が同年従四位下に叙任する^⑨。そして同年七月二十九日、毛利輝元の家臣たち七人が従五位下に叙任された^⑩。

天正十七年には従四位下以上の叙任はなく、天正十八年のそれも三人にとどまる^⑪。これは、天正十六年までにおいて、秀吉の支配範囲の有力大名が既に従四位下以上に叙任していたこと、天正十八年において東北征伐があったものの、徳川家康の江戸転封等に根ざした政情不安により、直ちに東北征伐の成果を官位叙任に反映し得なかったからであろう。したがって東北地域の安定が確保された天正十九年においては、東北有力大名が従四位下に叙任されるのである^⑫。そしてこれ

《表二》 従四位下以上の武家官位叙任者。

現職／息子、()は陪臣

年 度	系列別	従四位下	従三位	正三位	従二位	正二位	従一位	計
天正13	豊臣系	1	0	0	0	0	1	2
	大名系	6	0	1	0	0	0	7
天正16	豊臣系	1	0	0	2	0	1	4
	大名系	18(1)	1	0	1	1	0	21(1)
天正19	豊臣系	2/1	0	0	0	1	1	4/1
	大名系	25/2(1)	1	0	1	1	0	28/2(1)
文禄 4	豊臣系	3	1	0	0	0	1	5
	大名系	21/2(1)	4/1	/1	1	1	0	27/4(1)
慶長 3	豊臣系	3	0	0	/1	0	1	4/1
	大名系	16/3	9/3	/1	0	2	0	27/7

※従四位下は正四位上・下を含む(《表一》の※を参照)。

は同年の官位叙任の特徴ともいえよう。

文禄元年の従四位下以上の叙任は比較的高い数値を示しているが、これは第二世代のそれが中心である。^⑬ 文禄元・二年の官位叙任は少なくなっており、文禄三年の官位叙任も、従五位下は増加したものの、^⑭ 従四位下以上においては上杉景勝の従三位叙任しかない。^⑮ 文禄三年には、太閤秀吉と関白秀次の対立が表面化するが、^⑯ 文禄四年には、石田三成、長束正家、増田長盛等が従四位下、宇都宮国綱が正四位下に叙任される。また従三位に小早川隆景と丹羽長重が、正三位に毛利秀元が叙任される。慶長元年には、従四位下に織田秀雄、蒲生秀行、細川忠隆、津輕為信が、従三位には細川忠興、京極高次、織田秀信、織田秀雄(同年昇進)が、正二位に徳川家康がそれぞれ昇進あるいは初叙任される。続いて慶長二年には、従四位下に宇喜多秀隆と豊臣秀頼が、毛利輝元が従三位に昇進する。右のような多くの有力大名の叙任は、「天下人」の後継者である委頼が幼児に過ぎないという状況の中で、秀吉がとった大閥権力の制度化―五奉行・五大老制―と関連している。

ところで次に示す《表二》は従四位下以上の叙任者を豊臣系と有力大名系と区別して重要年度ごとに死亡者抜きで合算してみたものである。ここからみると、全期間を通して従四位下以上の叙任者は戦国時代以来の有力大名が圧倒的多数を占め、豊臣系大名が非常に少ないこと、特に文禄四・慶長三年の従三位叙任者の大部分が有力大名であることに気付く。

これらは秀吉権力が大名連合的性格を持っていることを表しているであろう。秀吉が大名連合的性格を克服できなかったのは、当時において彼の軍事力が大名権力を一挙に制圧できるほどのものではなかったことに主な原因がある。すなわち、征伐地域の旧大名権力をそのまま認め、彼らを開白政権上部に位置せざるを得なかったのである。したがって有力大名たちの従四位下叙任は増えるが、豊臣系大名のそれは増えないのであり、結局のところ秀吉政権の専制化を規制することになったのである。

さて、天正十九年十二月、秀吉は太閤になり、秀次が開白に就任するが、それと関連した武家官位叙任は認められない。むしろ注目されるのは、秀次の開白就任前に、豊臣秀保、豊臣秀勝、小早川秀秋、徳川秀忠等が参議に就き、宇喜多秀家と前田利家が散位になったことである。^⑩ 秀吉政権における武家散位化はそれが初めてである。文禄元年にはさらに豊臣秀保と小早川秀秋も散位となる。^⑪ この結果、朝廷官職に残っているのは開白秀次、徳川家康父子、毛利輝元、上杉景勝だけになる。一方、文禄三年二月に徳川秀忠が散位となり、四月に前田利家が権中納言に任命された。しかし前田利家は同年五月二十日に辞任し、代わりに宇喜多秀家が権中納言に任命された。しかし彼も同年七月二十九日に辞任する。^⑫ 一方、先述したように文禄元年の従四位下以上の官位叙任は第二世代が中心であり、文禄二・三年の従四位下以上の叙任は京極高知、上杉景勝二人だけであった。

こうした諸事実はこの時期における秀吉太閤権力の専制化―天皇から独立した太閤権力構築の志向と大名連合的性格の止揚―を表現しているといえよう。すなわち、太閤権力の専制化志向は武家官位叙任を少なくするとともに、親秀吉有力大名を散位化させるのである。しかし徳川家康・毛利輝元・上杉景勝等最有力大名は散位化させ得なかったところに限界がある。

秀次事件と秀頼の地位安泰化に伴って、文禄四年に太閤権力の専制化を目指す権力構造が作られたが、しかし同時にこれは、いまだ大名連合的性格を清算したものとはいえない。この時期の権力構造のうち、専制化の制度的表現は五奉行制

である。一方、五大老制は大名連合的性格を示している。そして両者の内では五大老が優位に立っており、特に徳川家康と毛利輝元の地位は重要である。文禄四年七月の徳川家康、毛利輝元、小早川隆景連署起請文前書案に、「坂東法度置目公事篇、順路憲法之上をもつて、家康可申付候、坂西之儀者、輝元並隆景可申付候事」^②とある。これは彼らを全国規模における行政担当者として位置づけずには五大老制・五奉行制は機能し得なかったことを表わしている。その意味において、太閤権力は有力大名の協力・保証によってのみ機能できるものであり、非常に不安定な性格を持つていると考えられる。

そのような権力構造的規制を受けながら、五奉行の石田三成、長束正長、増田長盛を従四位下に昇進させ太閤政権の官位制的補強を謀るとともに、大名の上下序列化を強化するのである。また五大老らの地位を官位の面で相対化させるために、細川忠興、京極高次、織田秀信、織田秀雄等有力大名を従三位に昇進させるのである。

しかしかれら有力大名の従三位への叙任にもかかわらず、位階に相当する朝廷官職には就かせなかった。これは、秀次事件の処理と秀頼地位安泰化、これに伴って作られた権力構造における均衡を保つためには有力大名への官位昇進が余儀なくされたといえ、律令官職制的国制の自己運動の可能性を排除しようとしたことの表れであろう。その意味において律令官職的な武家官位は慶長元年を前後にしてその性格も変わり始めたといつても的外れにはなるまい。またこれは武家散位化——右で述べたような限界があったが——とも内的つながりを持っていたとみられる。こうして秀吉時代における武家の位階が他の時代に比べて全般に高くなったのである。これは以上のような権力構造に規定されたものであり、官位叙任における「秀吉の恣意性」を表しているとは思われない。^②

二 陪臣の官位叙任

ところで、陪臣の官位叙任は秀吉の政権構造と当時の大名権力の存在形態を究明する上で重要である。従五位下に叙任した陪臣らを積算してみると、慶長三年の段階において、徳川家康が四八人、毛利輝元が十九人として最も多く、そのほ

か前田利家九人、宇喜多秀家四人、上杉景勝二人、豊臣秀保二人、織田信雄、宗義智が各々一人である。その内容を徳川家康・毛利輝元の家臣の官位叙任を中心に時代順に概観してみよう。陪臣の官位叙任は早い時期からみえるが、それが本格化するのは天正十四年以後である。天正十四年、徳川家康を関白政権へ組み込んだので、政権内で一層強力になった徳川勢力を規制する必要が生じた。そこで打ち出されたのが徳川家臣の官位叙任である。この年、徳川家康家臣である酒井忠次が従四位下に、そのほか四人が従五位下に叙任する^⑤。そして天正十六年の聚楽第行幸のとき、徳川家康家臣十四人、そして同年七月二十六日、毛利輝元家臣七人を従五位下に叙任させた。続いて天正十七年には毛利輝元家臣四人、徳川家康家臣二人を従五位下に叙任させている。文禄四年に徳川家康家臣十四人が従五位下に叙任した^⑥。そして前田利家家臣九人も従五位下に叙任する^⑦。毛利輝元の家臣についても八人が文禄四・慶長元年に叙任されたことが確認できる^⑧。以上から陪臣の官位叙任が多かった年は天正十四年、天正十六・十七年、文禄四・慶長元年であり、これらの年は何れも権力編成において重要な年である。

ところで家康家臣である鳥居元忠の『寛政重修諸家譜』該当条には「天正十四年四月御上洛のとき……豊臣太閤の申むねありにより、功臣の輩数人叙爵せしめる^⑨」とあり、徳川家康家臣の官位叙任が豊臣秀吉の意図によるものであることがわかる。また「このとき(家康上洛の天正十四年十月——筆者注)元忠にも官位を下したまはらむとの沙汰あり。元忠うけたまはりて、某不才なれば、他家の恩恵をうけて、二主に忠を尽くすべき道をわきまへず、しかのみならず三河譜第のものにして、万事疎忽なれば官位にすすみて、殿下の御前に出任すべき器にあらずとて、堅くこれを辞す^⑩」という記事からわかるように、彼ら陪臣は官位叙任を「二主に忠を尽くす」と認識していた。

このように、秀吉が陪臣の官位叙任を積極的に推進したのは、官位を媒介にして私的主従関係とは別の公的上下関係を設定し、彼らを両属化させようとしたものと思われる。そしてそれは当時の有力大名権力に規制されていた豊臣権力が有力大名権力を相対化するために打ち出したものと評価できよう。

- ① 『武家補任』（京都大学所蔵本）、『統撰武家補任』（内閣文庫所蔵本）、『新訂寛政重修諸家譜』（統群書類従完成会、一九六五）、『御湯殿上日記』（統群書類従）補遺三、統群書類従完成会、一九七三）、『内閣文庫蔵武家諸侯年表』（東京堂出版、一九六四）、『新編武家事紀』（新人物往来社、一九六九）、『幕藩閔閔録』（山口県文書館、一九六八）、『戦国人名辞典』（吉川弘文館、一九八四）等を参考にして作成した。必ずしも官位叙任のすべてを網羅したとはいえないが、豊臣秀吉時代の武家官位制の傾向をみるには支障はないと思われる。なお官位叙任年月日がわからない者は除いた。
- ② 「任官之事」（『統群書類従』合戦部二十下、統群書類従完成会、一九七九）の「以儀式有参内、不可無諸大夫、侍之中扱其人任之者、十二人」という記録と、「宇野主水日記」（『改定史籍集覧』二五、臨川書店、一九八四）の「閔白ニ成給フニツキテ殿上人諸大夫ナリニナリタル人十人モアリ」という記事からも秀吉閔白就任のとき、大勢の人々が官位叙任したことがわかる。
- ③ 同年七月に執り行われた官位叙任件数は、確認できる限りにおいては、二十四件であり、同年のその半分以上を占める。
- ④ 宮沢誠一氏は、「幕藩体制的官位の成立」（はじめに註③）の中で、「織田信雄と一族以外に、五人もの最有力大名を公卿に列した」こと、
「服属の大名二三名を一挙に「従四位下」「少将」「侍従」にする」ことを根拠に、天正十六年の聚楽第行幸を「武家官位の大系を一変させる導火線となった」と評価しておられる。しかし、天正十六年に公卿に列したのは上杉景勝と毛利輝元だけであり、織田信雄は天正十三年、豊臣秀長と徳川家康は天正十四年、宇喜多秀家は天正十五年に公卿に列する。また「聚楽第行幸記」（『群書類従』帝王部、内外書籍株式会社、一九三〇）の第三グループの服属大名二三名すべてが官位に叙任していたのではない。また聚楽第行幸の時に「一挙に「従四位下」「少

将」「侍従」に」したこともなかった。それについては註⑥参照。

- ⑤ 同年従四位下以上に叙任あるいは昇進したのは、従五位下から昇進した細川忠興と筒井定次、従四位下に初叙任した前田利長、織田信秀、結城秀康であり、正三位に織田信雄がいる。ここで織田信雄の官位叙任は重要である。小牧・長久手の戦いを完全に制覇できなかった段階で、彼を閔白政権内に位置させることは親信雄勢力に反秀吉勢力の徳川家康勢力への加担を防ぐためであり、徳川家康を孤立化させる政策的一環でもある。『秀忠日記』（統史料大成二十、臨川書店、一九六七）天正十四年四月十九日条の「……尾州よりひちかた彦三郎被越候由候、殿様へいろいろ六ヶ敷儀申候間、事切候へんかと御意候、さやう候へは、信雄様失御面目候……」という記事から、当時、織田信雄が徳川家康と豊臣秀吉との和解に深く関連していることがわかる。信雄の積極的な和解関与は、徳川家康を閔白政権内に引き入れて両者の勢力均衡構造における自分の位置を確保しようとしたことと見られる。

⑥ 註⑥参照。

- ⑦ 天正十四年に従四位下に叙任されたのは、上杉景勝、丹羽長重、豊臣秀次、豊臣秀長（同日従三位昇進）、および徳川家康の家臣である酒井忠次がいる。そして同年徳川家康は従三位に昇進し、同じく豊臣秀長が従三位に叙任され、同年十一月に両人は正三位昇進、織田信雄は従二位に昇進する。天正十五年になると、従四位下に森忠政（昇進）、飯尾信宗、宇喜多秀家が叙任される。そして従三位には豊臣秀次、宇喜多秀家は従四位下叙任と同日従三位に昇進される。
- ⑧ 「聚楽第行幸記」をみると、聚楽第行幸行列は三つのグループに分かれている。第一グループは従三位以上の織田信雄、徳川家康、豊臣秀長、豊臣秀次、宇喜多秀家、第二グループは秀吉直臣と一般大名八十三人、第三グループは第一グループと第二グループの間に位置する二十七人である。第一グループは周知の通り従三位以上の有力大名で

- ある。第二グループの人々は従五位下あるいは無位無官であり、従四位下の人々は第三グループに配置されている。この三つのグループ分けは官位的な高下を反映しており、それは当時の権力序列と一致しているともよからう。しかしその第三グループには無位無官の者も従五位下の者もいる。そしてこのグループは「外様」有力大名たちが中心であるが、「譜代」大名・秀吉の養子たちも含まれている。天正十六年四月十五日に提出された起請文は、聚楽第行幸の時の第三グループの中での前田利家、織田秀信、小早川秀秋、加藤清正を除いた二十三人名に出されたものであるが、その序列は聚楽第行幸のそれとはほぼ同じである。ただしこのグループの内部序列は官位的上下とは一致しない。
- ⑨ 『御湯殿上日記』天正十六年七月二十九日条。
- ⑩ 『萩藩閩閩録』。
- ⑪ 天正十八年に従四位下に叙任したのは、具体的には徳川秀忠(昇進)、宗義智、前田利家である。
- ⑫ 天正十九年に、伊達政宗、佐竹義宣、最上義光、里見義康、豊臣秀保、小早川秀秋が従四位下に叙任される。前の四人は東北征伐の結果を反映したものであり、秀保は相続にかかったものであり、小早川秀秋は秀吉の嫡子である。
- ⑬ 正四位上に毛利秀元(昇進)、従四位下に織田秀信、豊臣秀勝(豊臣秀吉の甥)(以上初叙任)、従三位に豊臣秀保、小早川秀秋、徳川秀忠(以上昇進)等が叙任する。
- ⑭ 同年、秀次家臣五人(津田重久、今枝重直、生駒直務、阿閉平右衛門、有馬豊氏)が従五位下に叙任する。
- ⑮ 上杉景勝の官位は『公卿補任』(吉川弘文館、一九六五)に従う。
- ⑯ 註⑬の秀次家臣の官位叙任は関白秀次が官位制的編成を補強して自分の位置を固めようとしたものとみられる。
- ⑰ 『公卿補任』天正十九年条。
- ⑱ 『公卿補任』文祿元年条。
- ⑲ 『公卿補任』文祿二、三年条。これらの動きは官位制的編成を弱体化させようとする秀吉の意図によるものとみられる。
- ⑳ 関白秀次処罰は律令官職的国制が自己運動していくことを防ぐための必然的な事件であったと評価できよう。
- ㉑ 『大日本古文書』(家わけ第八、毛利家文書之三、東京大学史料編纂所、一九七九)。
- ㉒ 宮沢誠一氏は「幕藩制的武家官位の成立」(はじめに註⑧)において、武家の官位と僧の位階・僧綱との未分離、武家の官位が必ずしも禄高に基づく家格と対応していないことを根拠にして、官位叙任における秀吉の「恣意」性を指摘した。これらの事實は、宮沢誠一氏が指摘した通り、武家官位制の未成立の基運にはなるが、しかし秀吉の「恣意」性を表わすものとは思われない。そして禄高と官位が合わないのは徳川幕府期でも同じである。
- ㉓ 上杉景勝の家臣の官位叙任は直江兼統、須田満親以外にもいるらしい。則ち『寛政重修諸家譜』上杉景勝の条に「(天正十六年)八月十七日家臣直江兼統従五位下山城守に叙任す。それよりのち家臣叙爵せるもの十余人にをよぶ」とある。
- ㉔ 天正十一年の土方雄久(織田信雄の臣)、本多広孝(徳川家康の臣)、天正十二年の津田盛月(徳川家康の臣)、山田正勝(徳川家康の臣であったが、同年転任して秀次の臣となる)、明石景親(宇喜多秀家の臣)等がそれである。
- ㉕ 阿部正勝、榊原康政、高力清長、本多正信等である。これは確認できる範圍のことであり、確かな人数はいまのところわからない。
- ㉖ 『御湯殿上日記』文祿四年三月二十一日条に「いへやすしよ大夫十四人あり」という記事がある。
- ㉗ 『寛政重修諸家譜』前田利家条に「これ(文祿四年朔日——筆者注)

よりさき大岡しばしば利家が邸に臨み、巻遇もつともあつし。又家臣
前田対馬守長種、村井豊後守はじめ又兵衛長頼、篠原出羽守一孝、高昌
石見守定吉、中川武藏守はじめ清六郎光重、奥村河内守栄明、富田越後
守重政、木村土佐守景行、岡田丹後守某五位の諸大夫となる」とある。

②③ 文禄四年に毛利元康、宍戸元次、二宮就長、毛利秀元、慶長元年に
毛利元政、熊谷元直、平賀元相、柳沢元政、小早川隆景の家臣である
高山盛隆等が従五位下に叙任される。
②④ 『寛政重修諸家譜』鳥居元忠条。

II 幕藩制初期武家官位制の展開と権力編成

一 官位叙任の動向

豊臣秀吉死後、政権の首座に座った徳川家康にあっては、大名連合的権力構造を破り、秀頼の権威を相対化して自身
身の権力を専制化しなければならなかった。その達成過程こそ江戸時代初期政治過程であり、それは將軍と大名との実質
的上下関係の設定、大名権力より優先する將軍権力の立証、その権力の制度化・法制化、そしてそれらを保証する社会的
環境作りをもってその全過程を終える性格のものである。①このような江戸幕府初期政治過程において武家官位制はどのよ
うに展開したのだろうか。

《表三》^②から官位叙任の全体的動向をみよう。武家の官位叙任は年度によって零件から七一件まで幅広く、増減の周期
性もみられない。しかし、万治元年から寛文五年までを除いてみると、將軍宣下があった慶長八年、慶長十年、元和九年、
慶安四年、將軍上落があった元和元年、寛永三年、寛永十一年に官位叙任が多かったことがわかる。③以下官位叙任が多か
った年を中心にしてその動向について触れてみよう。

まず、徳川家康が將軍宣下を受けた慶長八年二月、従五位下に叙任したのは十人であり、従四位下以上の叙任はない。

その際、叙任した人々は譜代・旗本たちである。そして同年、徳川家康が拝賀のため参内した三月二十五日の武家官位叙
任は従五位下に八人、従四位下に五人、結城秀康が正三位に昇進する。特に従四位下叙任者は外様大名——親秀頼系列の

近世武家官位制の成立過程について（李）

《表三》 近世初期年次別武家官位叙任

年 度	従五下	正五下	従四下	正四下	従三位	正三位	従二位	正二位	計
慶長 5	14		2						16
6	15		3					1	19
7	4		1						5
8	21	2	5			1			29
9	21		3						24
10	34	1	4		1				40
11	6		4						10
13	5								5
13	12		1						13
14	14	1							14
15	11		2						13
16	14		5(2)		2				22(2)
17	8								8
18	9		1						10
19	8		1						9
元和元	33		5	2	1				41
2	17	1	3		1	1			23
3	13		3						16
4	5		2						7
5	6								6
6	12			1(1)	1	1	1		16(1)
7	10		1						11
8	8								8
9	26		10(1)		1			1	38
寛永元	16								16
2	11		2(1)						13(1)
3	36		25	2	5		3	2	73
4	12					1			13
5	6								6
6	6		4						10
7	22(1)								22(1)
8	12(1)		3						15(1)
9	26(1)		3						29(1)
10	6		3						9
11	24		18						42
12	11		3						14
13	13								13
14	1								1
15	12								12
16	6		1						7
17	10		3		3				16
18	11		1						12
19	5		2						7

寛永20	17		6(1)				23(1)
正保元	10		3				13
2	18		6(2)		1	1	26(2)
3	16		5				21
4	1		1				2
慶安元	12		5				17
2	0		0				0
3	0		1				1
4	45		2		1	1	49
承応元	14		2				16
2	17		9	1		3	30
3	17		8	1			26
明暦元	13		1				14
2	7		5(1)				12(1)
3	11		5				16
万治元	35		0				35
2	26		3				29
3	37		1				38
寛文元	27		1				28
2	26		1				27
3	25(1)		8(2)	1	1		35(3)
4	19		3				22
5	12		7				19

() は***上を示す。正二位は従一位を含む。

大名であることに注意する必要がある。また、慶長十一年から慶長十九年まで武家官位叙任は比較的少なく、慶長十三・十四年からは十二月の定例武家叙任が見え始める。慶長十六年の従四位下以上の叙任は、吉良義弥を除き、家康上洛の三月二十日前後にして執り行われた^⑦。その後慶長十九年までの官位叙任日は非常に不規則であるが、元和元年の官位叙任は秀忠の参内と関係している^⑧。元和三年と元和五年にも上洛があるが、その際の官位叙任はみられない。以後家光の將軍宣下以前まで武家の官位叙任は少ない。

元和九年には家光將軍宣下があり、それと関連して武家官位叙任は急増加する^⑨。寛永三年の上洛は天皇の二条城行幸とかかわるものであったが、その時の官位叙任数は江戸幕府創立以来の最高数値を示している。特に従四位下以上の官位叙任者が多く、その中にも譜代大名の叙任が目立つ^⑩。こうした譜代大名に重点をおく叙任のあり方はこれまでの外様を中心とした叙任のあり方とは異なるもので、幕府権力が専制化に向けて新たな段階に入ったことを示していると思われる。

寛永四年以後から寛永十一年までは、寛永九・十一年を除けば、官位叙任は少なく、大部分が定例的官位叙任である。

秀忠が没した寛永九年の官位叙任は高い数値を示しているが、九割以上が十二月の定例叙任である。同年において官位叙任が多かったのは家康の没した元和二年のそれと同じであるが、寛永九年においては定例的叙任であることに差がある。両方とも將軍宣下に準ずるものであろう。寛永十一年の従五位下叙任は閏七月の叙任はみられるもの(五人)、七月の將軍上洛と直接的関連性は見られず、半分以上が定例的なものである。それに比べて対照的なのは同年の従四位下叙任が家光上洛と深く関連していることである(十八人中十三人)。そのうえ同年も譜代・旗本の従四位下叙任が多い。^⑬

寛永十一年の家光上洛以後から慶安四年家光没までの官位叙任は少ない。そして慶安四年八月、徳川家綱が江戸で將軍宣下を受けるが、その將軍宣下に際した従五位下叙任が、この年の官位叙任の七割を占めている(三十人)。そのほかの官位叙任、またその後の叙任はほとんどが定例的な叙任となる。万治元年から寛文四年までに官位叙任が多いが、特に二十歳以上の高齢者の官位叙任が多い。^⑭これは、寛永期以来における官位叙任の少なかつたこと、また後述するように家格制の確立に伴う官位叙任に起因する。特に二十歳以上の高齢者の官位叙任が多かつたことはその表れである。^⑮

さて、以上のような動向をふまえて、こうした官位叙任のあり方の意味を考えてみたい。幕府が官位制を取り入れなければならなかつた理由は、秀吉政権下で推進されてきた官位制が残存していたこと、幕府権力が浸透できない西国大名——秀頼との関係が深い大名——の存在、このような状況における朝廷の動き等が挙げられる。則ち、豊臣政権下で築き上げられた武家官位制の枠組みが機能していたのであり、徳川幕府はそうした先行する枠組みに制約されながら自らの権力の確立へ向かわねばならなかつたのである。例えば、慶長八年、徳川家康が將軍宣下を受けたのは、豊臣権力の影を完全に抹殺した上でなされたものではない。^⑯しかしここで家康は官位制上いくつかの有利な点を有していた。家康がすでに最高の官位に就いていたこと、^⑰徳川直系である秀忠・秀康が高位に就任していたこと、^⑱豊臣政権下に既に数多くの家臣が官位叙任していたこと等がそれである。慶長八年末において、従五位に叙任されていた大名は八十七人であるが、そ

の中の三十六人が譜代大名であり、その三十六人の中、秀吉死後官位叙任した人たちは十五人である¹⁹。豊臣政権が大名徳川氏を牽制するために採用した陪臣叙任を、家康は自ら都合の良い方向へ再編、利用したものと見えよう。

右にみたように元和九年以前までの従四位下叙任が主に有力外様大名家を中心に展開されたことからすれば、幕府はまず有力外様大名権力を幕府権力に包摂し、彼らを幕藩体制に位置づけたのである。即ち元和九年以前までの従四位下叙任は幕府が朝廷、外様大名に一定度規制されていたことを示している。しかし徐々に朝廷は武家に対する官位制から遮断されつつ経済的安定を得、外様大名は幕藩権力に編成されながら藩権力を確立する。従ってこの時期における従四位下叙任は外様大名権力の保証であるとともに、幕藩体制の中での彼らの位置を示していたと思われる。その朝廷・外様・幕府の諸関係が一段落して武家官位制が制度的に転換するのは元和六年であるが、その延長線上に元和九年の家光將軍宣下・上洛、寛永三年の上洛・二条城行幸、寛永十一年の上洛が位置するのである。

元和九年から寛永十一年まで上級譜代大名の従四位下叙任が多くなったことを先に指摘した²⁰。これは幕府権力専制化に伴う外様大名の官位制上の地位の相対化を謀るとともに、幕職と官位制を連係させたものである²¹。このような幕府を規制してきた朝廷・有力外様大名等の変化、幕府権力の専制化は、後述するように寛永三年の時点において有力外様大名の官位は制度的に定められて、官位が持っていた政治的な積極的意味を失わせ、定例的叙任が定着するのである。

一方、秀頼は始終官位執奏権を持っていたとされるが、同時に次のような事実も見逃せない。則ち徳川家康が將軍職の辞任を奏請した慶長十年四月七日の翌日、池田輝政の子直輝、細川忠興の子忠利、最上義光の子家親を侍従に叙任させ、家康が前田利長の養子利光(利常)を元服させて松平氏を与えるときにも、従四位下侍従に叙任させていることである²²。これは一方で秀忠將軍宣下に関連した意味を持っている。しかし將軍宣下を前後にしたこのような動きは、官位執奏権が徳川家康に握られていたこと、委頼を支える現実的基盤——秀頼を中心とする外様勢力——が崩れつつあることを示している。

秀吉政権下で推進されてきた官位制に対する家康のもう一つの対応は、慶長三年に始まる散位化の動きである。同年には毛利輝元、上杉景勝が散位となり、慶長五年になると、官職に就いている武家は徳川家康、結城秀康、豊臣秀頼、織田秀信だけとなる。慶長六年には徳川秀忠が大納言になるが、慶長八年十一月十六日、徳川家康は右大臣職を辞任し散位化する。そして同年織田秀信も官職から姿を消す。慶長十一年になると、徳川秀忠、結城秀康も辞任し、朝廷官職に就いているのは豊臣秀頼だけとなる。その豊臣秀頼も慶長十二年正月十一日辞任して、公卿以上の官職に就いている武家はなくなる。^⑤

こうした時期における武家官位の散位化は、朝廷を権力から排除するという原則下で、高官位外様大名と天皇・朝廷とのつながりを断ち切る意図で執り行われたものと考えられる。また慶長十一年の武家官位執奏権掌握の企図にも、官位叙任における武家と天皇・朝廷の直接的な結合可能性を遮断する意図が潜んでいるだろう。そしてそれは同時に秀頼の官位執奏権否定を狙っていた。^⑥ そうしてみると、武家散位化、家康の武家官位執奏権掌握^⑦ 秀頼の武家官位執奏権否定は内面的つながりが認められる。^⑧

しかしいまだ西国大名は健在であり、官位制においても豊臣時代の影は残っている。即ち徳川家康が將軍になる前に従四位下以上に叙任した大名たち——特に従三位の外様大名たち——が未だ多数残っている。^⑨ この点に関する幕府の対応については大名の官位保持率の推移が示唆を与えてくれる。後でみるように慶長八年から元和九年にかけての大名の官位保持率それ自体は上昇するが、その主因は従五位下叙任の増加によるものであり、この間、御三家を除く従三位以上叙任大名は減少の一途を辿るのである。

二 大名の官位保持の状況

《表四》^⑩ は將軍宣下、上洛・参内があった年を中心にして横断的に切って大名の官位保持現況をみたものである。ここ

《表四》 近世初期大名官位保持状況

年 度	従五下	正五下	従四下	正四下	従 三	正 三	従 二	正 二	計	%
慶長 8	86	1	19	1	6	2		1	116/194	60
10	97	1	19	1	6	2		1	127/196	65
元和元	109		20	3	6	1		1	140/201	70
9	127		30	4	2	3		1	167/209	80
寛永 3	114		43	3	5	1	3	1	170/208	82
11	117		52	1	3	2	2		177/219	81
20	122		56	1	2	1	2		184/227	81
正保 4	119		53		2	1	2		177/223	79
慶安 4	118		45		3	1	1		168/225	75
明暦 2	139		42	2	3	1	1		188/224	84
寛文元	167		40	2	2	3	1		215/227	95
5	164	2	47	3	2	3	1		222/232	96

※官位叙任者数/藩数。***下は***上を含む。

からみると、従五位叙任大名は幕府成立以後元和九年まで増加し、それ以後寛永二十年に増加するものの、慶安四年まではほぼ横ばい傾向を示している。しかし慶安四年以後はもう一度増加している。四位の場合は、幕府設立以後慶長二十年の大坂の陣まではほぼ同数だが、その後徐々に増加し寛永二十年になって最高となる。以後やや減少するが、寛文五年に至りもう一度増加している。一方、従三位は幕府設立の時が一番多く、その後減少している。従二位以上の叙任は將軍家と御三家だけである。これは將軍家と御三家が諸大名より優位にあることを示すためである。ここで注目されるのは、寛永年間以降、従四位保持大名が多くなった点である。その主な要因は元和元年以後の一門・譜代大名の従四位下叙任の増加にある。以上の傾向を大名階層全体からみると、慶長八年から寛永三年までは大名の官位保持率は六十%から八二%に増加する。そして寛永三年から寛永二十年までは約八十%を維持し、その後慶安四年までは八二%から七五%に減少しているが、慶安四年から寛文五年までに七五%から九六%まで上昇している。

右のような傾向の原因を《表四》から時期別にみると、幕府設立以後から元和九年までの大名官位保持率の増加は主に従五位下叙任によるものである。元和九年から寛永十一年まで、従五位下に叙任している大名が減少しているにもかかわらず、大名官位保持率の横ばい現象が見られるのは、従五位下大名の従四位下への昇進によるものである。寛永二十年においては、従五位、

従四位両方とも増加するにもかかわらず、大名の官位保持率が上がらなかつたのは藩の増加にその原因がある。また、寛永十一年以後において官位叙任が少なかったことからすれば、大名の官位保持率は下がるはずであるにもかかわらず、現状維持されたのはそれまでの官位叙任者が襲封あるいは大名に仕立てられたからであろう。

しかし、その後から慶安四年までは従五位下・従四位下以上の叙任大名、藩が減少しているにもかかわらず、大名の官位保持率が下がっているのはどうしてであろうか。その原因の一つは、この時期の官位叙任が元服と関連した定例的なものになったため、幼い時に襲封すれば、無官位であったという点がある。例えば正保二年の場合、十九人が襲封・移封したが、五人(全体の二%)が十歳以下で無官位である。慶安四年の場合には、十六人が襲封・移封されたが、五人が二十歳以下の無官位者、六藩が慶安四年末まで襲封者が未定であった。慶安四年の場合を単純計算してみても、彼ら十一人は全体の五%にあたる。またもう一つの原因は、先述したように、当時官位の持つていた政治的な積極的意味が失われて、襲封後成人になっても成人で襲封しても、官位叙任されないこともあった。また官位叙任からいえば、寛永期以後の官位叙任が少なくなったことが慶安四年の大名官位保持率の下げに影響しているとみえる。ここから、正保四年の七九%から慶安四年の七五%に大名官位保持率が下がったのは理解できる。

しかしながら、どうして慶安四年以後大名の官位保持率が高くなったのだろうか。明暦二年の大名のうち、承応元年から明暦二年の間に初叙任したのは二二人であり、四人を除くと、二十歳以下で叙任する。その二二人のうち十六人が慶安四年の時には大名でありながら無官位であった。そして慶安四年末まで藩主が決められていなかった六藩のうち、中村藩、桑名藩、丸岡藩の三大名が承応二年に叙任する。結局のところ、慶安四年における無官位大名十九人がその期間に叙任し、これは全体の八%に当る。ここから、慶安四年の七五%から明暦二年の八四%まで大名官位保持率が上がったのは無官位のまま襲封していた大名の官位叙任によることがわかる。

一方、寛文元年の大名のうち、明暦三年から寛文元年の間に叙任したのは五十人であり、全体の二二%に当たる。そし

て明暦三年から寛文元年までの大名官位叙任の中、二一歳以上で叙任したのは三一人と非常に多い。特に万治三・寛文元年に二十人と非常に集中している。寛文元年の無官位大名は十二人であるが、そのうち三宅康勝（三二歳）、北条氏宗（四一歳）、堀直輝（二九歳）を除くと、九人が二十歳以下である^⑤。そして三宅康勝、堀直輝も寛文二年に従五位下に叙任する。とすれば、万治三・寛文元年における二十歳以上の高齢者大名の官位叙任がその保持率を上げさせた主な原因としてみるべきであるが、これはなにを意味するのであろうか。

万治三・寛文元年における官位叙任の大名家を調べてみると、寛永三年前から、あるいはその後襲封してから無官位であった大名が多かったことに気付く。特に三五歳以上の者が十三人もいる^⑥。また三五歳以下の叙任者中、九人が前代には無官位であった^⑦。即ち、寛永三年前からあるいはその後の襲封以後から無官位家であった二二家（全体の十％）の大名家——特に外様大名家を万治三・寛文元年に叙任させられたのである。従ってこの時期において、すべての大名は官位を保持する原則が立てられたとしか言い様がない。

- ① その時期が寛文年間であると考えられる。
- ② 『統撰武家補任』に拠る。但し一門は『徳川譜家系譜』（統群書類完成会、一九七〇）により補った。
- ③ 松平秀治氏は「大名家格制についての問題点（はじめに註⑧）において、大名の官位叙任（官職昇進を含めて）が將軍上落の時に行われたことを指摘した。しかしその具体的な内容については触れていない。
- ④ 参内に関連した官位叙任は慶長九年六月のそれを見ても確認できる。即ち同年の武家官位叙任者の七割以上が六月に叙任されたのである。同じく慶長十年の場合も將軍宣下と参内と関連して武家官位叙任が行なわれる。すなわち慶長十年の官位叙任者四十人中、三十人が將軍宣下と参内に関連している。
- ⑤ 加藤清正、堀尾忠氏、黒田長政、山内一豊、田中吉政等である。
- ⑥ 定例官位叙任というのは、毎年十二月の叙任を称している。これは正月のお目見えに先立って行なわれたものであろう。譜代あるいは旗本は早い時期から十二月に叙任する例が多く、外様大名系列の人たちの叙任日は寛永六年までは大変不規則的であるが、その以後は特別の場合を除き、譜代と同様十二月に叙任する。
- ⑦ 従三位に徳川義直、徳川義宣、従四位上に結城忠直、最上義光、従四位下に徳川頼房、堀尾忠晴、吉良義弥が叙任する。
- ⑧ 秀忠は同年正月二六日、閏六月二二日に参内し、徳川家康は同年六月十五日に参内する。同年の秀忠参内と関連して、正月に九人、閏六月に十八人が叙任するが、徳川家康参内と関連した官位叙任はみられない。
- ⑨ 同年の家光將軍宣下・参内があった七月に二四人が叙任される。

- ⑩ 譜代・旗本系列の従四位下叙任は元和九年以前にもある。例えば、慶長六年の井伊直政、皆川広輝、慶長七年の大沢基宿(慶長十七年正四位下昇進)、慶長十一年の井伊直勝、慶長十六年の吉良義弥、慶長十九年の水野勝俊、元和元年の井伊直孝、久松定勝、元和四年の榊原照久などがある。しかしこれは全体からみれば、希な例である。これに対して、元和九年には板倉父子、寛永三年の酒井忠世、奥平忠明、本多忠政、土井利勝、久松定行、水野勝成、酒井忠勝、鳥居忠政、戸田康長等が従四位下に叙任される。
- ⑪ 本多政朝、松平信綱、阿部忠秋、堀田正盛、小笠原忠信、酒井忠行、久松定綱、松平家信、松井康重、牧野忠成、石川忠総、戸田氏鉄、奥平忠昌等が従四位下に叙任される。

⑫ 慶安四年から明暦三年まで(A)、万治元年から寛文四年まで(B)の各々七年間の従五位下叙任者の年齢を調べてみると、次の通りである。

期間	年齢						計
	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	
A	一	四九	二七	九	一五	一一	二一七
B	〇	七六	四三	二八	二三	一一	一九〇

⑬ 旗本の場合、幕職と関連して高齢になって官位叙任する傾向は早くからあったが、この時期においては、後述するように、高齢の大名が一挙に大勢叙任する。

⑭ 国内統治の原則が「太閤置目」であったことから象徴されるように関ヶ原合戦直後までも、徳川家康の地位は秀頼政権の代理者であった。これは当時「外様」大名らを一挙に制圧することができなかったからではあるが、国家公権の正統性が秀頼政権にあり、その政権の背後に朝廷があったことも重要であろう。

⑮ 徳川家康の官位は慶長七年にすでに従一位内大臣であった。

⑯ 慶長七年において、徳川秀忠は従三位大納言、結城秀康は従四位下参議である。

⑰ 陪臣の官位叙任については一章で先述。

⑱ 《表四》参照。

⑲ 慶長八年において従五位下に叙任していた譜代大名の面々は、小田原晴清、牧野康成、榊原康政、酒井家次、岡部長盛、本多正信、保科正光、本多康俊、鳥居忠政、奥平家昌、酒井忠世、久松忠良、土岐定義、内藤政長、大久保忠隣、小笠原秀政、石川康長、本多康重、大給家乗、本多忠勝、平岩信吉、山口重政、藤井信一、西尾吉次、阿部正次、奥平忠明、伊奈忠次、水野忠清、本多忠朝、土屋忠直、大久保忠常、小笠原信之、久松定勝、菅沼忠政、内藤信成、井伊直勝であり、山口重政以下の十五名は秀吉死後叙任した。

⑳ 元和六年、東福院入内によって対朝廷関係が整理され、官位制においても『公卿補任』から武家の姿はなくなる。

㉑ 註⑩、⑪参照。

㉒ 幕職のみに関連して有力譜代大名を従四位下に叙任させたとは限らないだろう。幕藩体制は「將軍権力論理」と「外様権力論理」が重層的に存在している。外様大名権力は、天皇を媒介にして、「將軍権力論理」に包摂する形になったが、幕府はそれを完全に否定しえなかつたと思われる。幕府権力の専制化につれて譜代大名の従四位下叙任が多くなったのは、「將軍権力論理」優位の段階へ入ったことを示しており、その過程における「外様権力論理」を相対化させるために有力譜代大名の従四位下叙任が推進されたのである。

㉓ 朝尾直弘「幕藩制と天皇」(はじめに註⑩)。

㉔ 『寛政重修諸家譜』該当条。

㉕ 『公卿補任』該当条。

㉖ 『御湯殿上日記』慶長九年八月二十八日条の「内ふ(秀頼—筆者

註)のしよ大夫一人有」とあり、当時の官位執奏権は完全に徳川家康に掌握されていなかったとみるべきであろう。この史料は藤井謙治先生の御教示によるものである。

②7 児玉幸多氏は『大名』(はじめに註②)において、武家の官位就任は「まったく名目的なもので大名たちは朝臣としての仕事を果たしていなかった」と指摘しておられる。朝廷における機能からみると、その通りである。しかし朝廷側からみると、それは武家権力が朝廷の下にある証である。大名が徳川権力に対抗する時には、大名にとって朝廷官職は徳川幕府の臣下ではないという名分になりうる。したがって武家官位散位化は朝廷を権力から排除するための必要な手続である。

②8 元和元年において、従四位下叙任大名十九名の中六名(立花宗茂、佐竹義宣、森忠政、毛利秀就、京極高知、伊達政宗)、正四位下の四人の中一人(島津家久)、従三位の七人の中四人(丹羽長重、毛利輝元、上杉景勝、細川忠興)、正三位に毛利秀元、正二位の織田信雄等十三人が慶長八年以前に官位叙任した外様大名である。

②9 藩は『日本史総覧』(新人物往来社、一九八八)を参考にし、一万石以上の領有者すべてを対象としており、内分も含まれている。官位については《表四》の参考文献と同じである。寛永十一年以後から慶安四年までにおいては、諸大名登城参賀の順を定めた寛永二十年を加えており、その後の変化を探るために正保四年のそれを入れた。慶安四年以後寛文五年までは大名官位保持の増加を追跡するために五年ごとに入れて入れた。

③0 慶長五・八年の正二位の大名は豊臣秀頼、元和元年以後のそれは織

田信雄である。

③1 松平秀治「大名家格制についての問題点」(はじめに註③)。

③2 《表五》参照。一門大名の従四位下叙任者は元和元年にはなかったが、寛永十一年には五人になる。

③3 松平昌親(九歳)、上杉綱勝(七歳)、本多利長(十歳)、前田綱紀(二歳)、一柳直治(三歳)等であり、彼らの先代は官位を持っていた。

③4 大村純長(十五歳)、石川憲之(十七歳)、三浦正春(十六歳)、毛利綱広(十二歳)、内田正衆(六歳)等が無官位、丸亀藩、孤野藩、新宮藩、桑名藩、丸岡藩、中村藩等の次藩主が未定であった。

③5 真田信利、遺藤常友、岩城重隆、阿部正能等が二十歳以上で初叙任する。

③6 松前高広(十九)、有馬頼利(八)、牧野康道(十)、真田幸道(三)、伊達綱村(一)、西尾忠成(七)、伊東祐実(十六)、堀通周(十)、毛利綱元(十)等であるが、松前高広を除き、すべて二十歳になる前に叙任される。

③7 加藤直泰(四五)、堀直景(五六)、建部政長(五八)、溝口政勝(五二)、前田利意(三五)、織田長定(五三)、立花種長(三五)、小出有棟(五二)、小堀正之(四七)、屋代忠正(六六)、伊丹勝長(五七)、西郷延貞(五六)、能見重正(三七)等であり、外様大名が多い。

③8 織田秀一(二三)、一柳直治(十八)、伊東長貞(十七)、土方雄豊(二三)、一柳末礼(十二)、池田薫彰(二八)、五島盛勝(十五)、高木正盛(二六)、遠山友貞(二十)等であり、外様大名が多い。

Ⅲ 外様系大名家の家格と官位制——従四位以下を中心にして

ここでは、家格と武家官位制の関わりについて従四位以上の外様大名を中心に考察してみよう。《表五》は《表四》の年

《表五》 外様・譜代大名官位就任分布状況

年度	位階 区分	従四下			正四下			従三位			正三位			従二位			正二位			計		
		a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c
		慶長八	A B	17 1		2	1			6	1		1				1			26	1	2
慶長十	A B	18 1	1 1	3	1			5	2		1				1			26	3	3		
元和元	A B	17 3			3	1		3	1		1				1			25	1	1		
元和九	A B	22 7			3			1	2		1				1			28	2			
寛永三	A B	28 12		3	2			4	2		1				1			36	2	3		
寛永十一	A B	24 22		5				4	1		1							29	1	5		
寛永二十	A B	28 23	1 1	6				1	1		1							30	2	6		
正保四	A B	26 20		4				1			1							28		4		
慶安四	A B	26 14		8				1										27		8		
寛文五	A B	24 16	3 3	10 1	1													25	3	10		

※A：外様，B：譜代，a：現職，b：隠居，c：息子。***下は***上を含む。

を基準にして従四位下以上の外様・譜代の官位叙任者の分布を表したものである。これによると、元和元年までの従四位下以上の叙任者数はあまり変わらないことがわかる。そして譜代の場合、従四位下叙任者は元和元年から徐々に増加して寛永二十年に最高となる。外様の場合は元和元年から寛永三年まで増加した後ほぼ同数で推移する。全体的にみれば、従四位叙任者は寛永二十年以後主に譜代層の叙任減少により減少する。一方、従三位は譜代大名はなく、元和九年まで減少するが、寛永三年に一度増加する。しかし従三位叙任外様大名は寛永三年以後減少しつつあり、寛文五年までには消え去ってしまうのである。

以上の変化を外様大名について家別にみよう。《表六》^①は重要時期ごとの外様大名の官位を示したものである。この《表

〈表六〉 從四位下以上の外様大名家の位階変遷表

年	官位	家名
慶長八	從三位	前田(金沢), 細川, 毛利(豊浦), 上杉, 丹羽, 織田(柏原), 豊臣, 京極(松江), 織田(松山)
	正四下	島津
	從四下	伊達, 佐竹, 浅野, 黒田, 森, 山内, 立花, 宗, 京極(宮津), 加藤(熊本), 蒲生(若松), 堀尾, 最上, 田中, 筒井, 池田(姫路), 毛利(長州)
元和元	從三位	細川, 毛利(豊浦), 上杉, 丹羽, 織田(松山), 豊臣
	正四下	島津, 伊達
	從四下	佐竹, 浅野, 黒田, 毛利(長州), 池田(姫路), 蜂須賀, 森, 山内, 立花, 京極(宮津), 生駒, 京極(松江), 藤堂, 堀尾, 最上, 田中, 池田(岡山), 前田(金沢)
寛永三	從三位	島津, 前田(金沢), 伊達, 毛利(豊浦), 丹羽, 織田(松山)
	正四下	蒲生(若松), 池田(岡山)
	從四下	細川, 佐竹, 浅野, 黒田, 鍋島, 毛利(長州), 上杉, 蜂須賀, 有馬, 山内, 立花, 京極(宮津), 伊達(宇和島), 池田(赤穂), 宗, 南部, 加藤(丸岡), 生駒, 織田(柏原), 京極(松江), 加藤(熊本), 寺沢, 蒲生(松山), 堀尾, 池田(山崎), 森, 池田(鳥取), 藤堂
寛永十一	從三位	島津, 前田(金沢), 伊達, 丹羽, 毛利(豊浦)
	正四下	
	從四下	細川, 佐竹, 浅野, 黒田, 鍋島, 藤堂, 毛利(長州), 池田(赤穂), 池田(山崎), 池田(岡山), 上杉, 蜂須賀, 有馬, 山内, 立花, 京極(宮津), 伊達(宇和島), 織田(松山), 宗, 加藤(丸岡), 生駒, 京極(松江), 加藤(若松), 蒲生(松山)
慶安四	從三位	前田(小松)
	正四下	
	從四下	前田(大聖寺), 島津, 伊達, 佐竹, 浅野, 黒田, 鍋島, 藤堂, 毛利(豊浦), 池田(鳥取), 池田(岡山), 蜂須賀, 有馬, 森, 山内, 科花, 丹羽, 京極(宮津), 伊達(宇和島), 織田(松山), 宗, 前田(百塚), 加藤(丸岡), 生駒, 加藤(石見), 池田(鹿野)
寛文五	從三位	
	正四下	前田(金沢)
	從四下	前田(富山), 前田(大聖寺), 島津, 細川, 佐竹, 浅野, 黒田, 鍋島, 藤堂, 毛利(長州), 毛利(豊浦), 池田(鳥取), 池田(岡山), 蜂須賀, 有馬, 森, 山内, 立花, 丹羽, 京極(宮津), 伊達(宇和島), 織田(松山), 織田(小幡), 宗

※從三位は從三位以上を含む。

六》から明らかなように、慶長八年から寛永三年までの間は、位階が上がる家もあれば下げる家もあり、それらの動向を一括して述べられる特徴は必ずしも存在しない。これは、この期間においては、未だ外様大名が幕藩制国家における位置付けが確定していなかったことを示している。彼らの幕藩制国家における位置付けは二条城行幸を待たなければならなかった。従って元和元年から寛永三年における大名家の位階変化は重要である。^②

一方、寛永四年以後に大きな特徴的な動向が指摘できる。すなわち、寛永四年から慶安四年までに位階変化がある家は、そのほとんどが下降する方向での変化だという事実である。前田利常(小松)を除き、すべての従三位家が従四位下に、蒲生家・池田(岡山)家が正四位下から従四位下に、織田家(織田信雄の子孫)が正二位から従四位下に、南部家が従四位下から従五位下に各々下げられた。慶安四年以後の変化は万治元年前田利常の没することによって従三位の大名家はなくなり、元々従三位家であった前田(金沢)家は従四位下から正四位下にながられる。とすれば、位階上昇は寛永三年までのことであり、従三位の誇り高かった外様大名家は、家光治世の時、すべて従(正)四位下に下げられたといえよう。それ以後大名家の官位は固定されてしまい、「家」によって初叙任官位も決められるのである。^③

以上の過程を幕府の官位政策面からいえば、外様大名家の従三位叙任を極力抑制したといえよう。そのような傾向は幕府設立以来からあるが、寛永三年を境にして積極的になり、伊達政宗、丹羽長重、島津家久が寛永十三年を前後にして没し、慶安三年に毛利秀元、万治元年に前田利常が没することによって確定・固定された。その結果、従(正)四位下有力外様大名「家」が確立し、先に見た通りの万治三・寛文元年に一般大名の従五位下叙任原則が確立し、従五位下大名「家」が成立、家格と官位が絡み合うようになった。則ち従四位下以上の外様大名家の家格と絡み合う官位制は寛永年間に、従五位下大名家のそれは万治三・寛文元年までに各々確立するのである。

このような動きの背景には、家綱が將軍宣下を受けた後、幕閣構成が協調体制・集団指導体制となったこと、そして対外的・対内的結集の契機を失って、「公儀」は内部における「家」の要素を表面化させたこと^④などがあった。加えて、幕

《表七》 従四位下以上の外祿大名家の初叙任とその昇進表

初叙任官位	最高官位	家名
正四下少将	従三位*	前田(119)
従四下侍従	正四下	島津(73)
従四下侍従	従四下中将	伊達(62)
従四下侍従	従四下少将	細川(54), 池田(鳥取)(32), 池田(岡山)(32)
従四下	従四下少将	黒田(47), 浅野(38), 毛利(36), 藤堂(32), 蜂須賀(26), 佐竹(21), 有馬(21), 伊達(宇和島)(10)
従四下	従四下侍従	鍋島(36), 山内(20), 上杉(15), 宗(10)
従五下	従四下侍従	立花(11), 丹羽(10)
従五下	従四下	前田(富山)(10), 前田(大聖寺)(7)

※()の中の数値は石高、単位は万。*寛永三年以後寛政年間までにおいては宝永四年に前田綱紀が従三位に昇進した。

藩体制の全体的安定化に伴う嫡子以外の体制内での処遇の問題がある。幕府に限ってみると、当初は譜代大名の嫡子以外を幕府軍事力として編成し、大名の改易・転封により生じた領地を彼らに支給することができた。また彼らの場合によつては譜代大名に立てられた。しかし家光段階までに幕府の行政・軍事の基本的制度が完成され、藩も固定化・安定化しつつある。したがって、この時期に入ると、嫡子以外の人々を体制内に受け入れて処遇する能力は失われてしまう。この点でも、「家」の論理を強調する必要が生じる。

このように当時「家」は権力レベルにおいて強調されるのである。したがって、国家的規模において権力論理によつて「家」を序列化させる必要性が生じる。その権力論理による「家」の序列化は家格制に相当するのが武家官位制であると考えられる。とすれば、万治三・寛文元年に大名は原則的に官位を保持するようになったのは、この段階になって初めて権力論理と「家」論理を結合させた近世武家官位制が確立したと評価してよからう。しかし官位と「家」が一律的・直接的に絡み合ったわけではない。そして従四位下「家」がすべて同一序列の家柄になったものもない。官位と「家」は位階に加えて官職によつて格差が設けられ、「家」と「家」の序列化がなされたのである。こうした「家」と「家」の序列化を表現しているのが、「家」別の初叙任とその位階・官職昇進の差である。

《表七》^⑤は「家」別の初叙任とその昇進最高位を示したものである。ここからみると、初叙任による区別は四系列であり、昇進最高位による区別は六系列である。両者を組み合わせると、八系列になる。^⑥そして従四位下以上の大名は大部分十萬石以上を領有しているが、織田家（織田信長の子孫一家、織田信雄子孫の二家）、大聖寺前田家、毛利秀元を継ぐ家、京極高知を継ぐ家、宇和島伊達家（一時的なものではあるが）等は十萬石未満である。^⑦また初叙任においても、最高官位においても、石高とは必ずしも一致するとは限らない。例えば宇和島伊達家は十萬石を領有するが、従四位下から従四位下少将まで昇進する。しかしながら鍋島家、山内家、上杉家は何れも十萬石以上を領有するにもかかわらず、従四位下から従四位下侍従までしか昇進できなかったのである。

また同じ系列の大名家といっても、昇進するまでの年月には差がある。例えば細川家と池田家は同様に従四位侍従から従四位下少将まで昇進するが、池田家は侍従から少将に昇進するまでに三十年かかることはないのに対して、細川家は三十年以上を経てから少将に昇進するのである。従四位下から従四位下少将まで昇進する外様大名家にも差がみられる。すなわち、どの家も従四位下の叙任は元服に関連しているが、襲封と関係なく従四位下侍従に昇進する浅野家・藤堂家・蜂須賀家・伊達家、襲封と関連して従四位下侍従に昇進する黒田家・毛利家・佐竹家、襲封と関連して従四位下に叙任する有馬家等は区別される。その上、従四位下少将への昇進が五十歳以前にできる毛利家、そのほかの五十歳以上になって従四位下少将昇進ができる家と区別される。従四位下から従四位下侍従まで昇進する家にも、従四位下叙任は元服と関連されているが、襲封の際、従四位下侍従になる家と、襲封の後、従四位下侍従に昇進する山内家と区別できる。また従五位下から従四位下侍従まで昇進する立花家と丹羽家は両家とも元服と関連して従五位下に叙任するが、立花家は襲封後二・三年過ぎてすぐ従四位下に昇進し、丹羽家は五・六年過ぎて従四位下に昇進する。従五位下から従四位下まで昇進する両前田家も従五位下の叙任は元服と関連しているが、富山前田家（十萬石）は襲封後一・二年過ぎてすぐ従四位下に昇進するが、大聖寺前田家は六・七年過ぎて従四位下に昇進するのである。^⑧

そのような「家」別の区分にもかかわらず、《表七》からわかるように、ある一つの時点をとったとき、從四位下少將家は十三、從四位下侍從家は十四、從四位下家は十以上になることもありうる。そのような状況は、幕府権力による「家」と「家」との序列化にも、高い官位に就いてきた大名家にも好ましくないだろう。逆に、低い官位に就いている大名家は位階の昇進を好むだろう^⑨。そのような状況を調整するのが幕府権力による官位の昇進である。そしてやがて幕府は大名の官位昇進に関する原則を明らかにする必要に迫られる。その官位初叙任とその昇進の原則は次の通りである。^⑩

寛保三癸亥年

官位之儀は家督より之年数に不構、年齢等ニ而可被 仰付旨、伺濟左之通

一 国持大名家督被 仰付候得は、則侍從被 仰付之、至後年、少將被 仰付候家により、部屋住之節より侍從被仰付之、家督以後も其儘 侍從ニ而後少將被 仰付候、右兩様共に侍從より三十年を経、少將昇進可被仰付候事。

一 右之国持五十歳に及候は、侍從より三十年ニ未滿候共、少將可被 仰付事。

一 国持差継候表大名家督之時、四品被 仰付之、後年侍從被 仰付候も、年数右同断。

但 伊達大膳大夫家は、秀宗以来壯年ニ而侍從被 仰付候間、是は三十歳余に成候は、侍從可被 仰付事。

一 家督之時中将、少將被 仰付、後年參議、中将昇進被 仰付候も、年数同前たるへき事。

一 松平加賀守家は五十歳以後參議、六十歳以後從三位被 仰付候、松平大隅守、松平陸奥守此兩家は、少將より三十年歳五十歳ニ及候は、中将可被 仰付事。

一 前々侍從、以後昇進無之國持大名も、六十歳以上ニ而、侍從より三十年経候は、少將可被 仰付事。

但 六十歳以上ニ而少將被 仰付候格に致し置、被 仰付候は、大概六四五歳以上より可被 仰付候、有馬中務大輔、宗対馬守

兩家は、先右之格には仕間敷候、及老年其節之様子次第可被 仰付事。(中略)

一 十萬石以上之五位、是又五位より三十年経候は、四品可被 仰付事。(中略)

一 寛永三年八月十九日行幸之砌、諸大名之官位は格別に候、此格別と有之は、參議以上之人々、又は若年ニ而少將、侍從に被任候を例に用へらすとの儀に而、一向此時之官位、不可為例との儀ニ而は無之事(下略)

右にみられるように、大名家の官位は寛永三年の二条城行幸の時のものを基準とし、昇進は初叙任から三十年、年齢五十歳を基準にしている。それを家督相続の時侍従に叙任できる家(国持大名)に適用してみれば、十五歳に元服と同時に家督相続したとすれば、十五歳に従四位下侍従に叙任、四五歳に従四位下少将となる。^⑪二十歳以上になって家督相続したとすれば、その時従四位下侍従(元服の時従四位下に初叙任することはあり得る)、年齢の規定が適用され五十歳で従四位下少将に昇進するようになる。

大名の官位叙任は、普通一生を通じて三回(元服、襲封、昇進)になるが、三回目の昇進は、初叙任から三十年または五十歳以上とされているので、現実的には規定通りの昇進は難しい点が多かった。^⑫金沢前田家・浅野家が年齢に準じて昇進し、細川家・佐竹家等々が年齢に準じて昇進したことは確認できる。しかし島津家と伊達家は右の基準に合わないこともまた確認できる。^⑬そのほかの大名家も官位昇進原則に合わないことが大部分である。それは、右の官位昇進原則が絶対的基準ではなかったことを示している。

しかしながら武家官位制は幕藩体制全時期を通じて維持・再生産させられた。「諸家官位昇進之儀は、家々之先格によりて、思召を以被 仰出候に有之候処^⑭」とあるように、大名家の官位昇進の抛り所は家格である。しかしその家格の承認は將軍にある。將軍の「思召」の基準は「忠」であるだろう。新井白石は公家官位と武家官位の分離の理由を説明するに当たって、「当家ニ至リテハ、武家ノ官位ハ堂上ノ外ニ定メオカレンハ、只自ラ古勲階ノ事ニ相同簡、サラバ老中ヨリ以下ノ御家人、勲一等二等ヨリ第二勲十二等ニ至リテ……武家ニハソノ勲階ト職掌トヲ以テ、其高下ヲ論^⑮ずるといった。武家官位の基準は「勲階と職掌」であることを表明している。そしてその「勲階」の評価と「職掌」の任免権は將軍にある。したがって、武家の官位昇進は將軍の意志が重要な基準になる。結局、大名家の官位昇進は官位就任年数・年齢より將軍に対する忠の原理が優先され、その結果、上の官位昇進原則は厳密には守られなかったといえよう。

一方、幕府儀礼の場で官位制的序列による上下秩序・序列が露呈される。^⑯そうなると、位階はすでに家格によって定め

られていたから、同じ家格の大名たちは官位昇進に走る。「近來は銘々其家之先途をも不諭、一向年謁、座順等を主意にいたし、或は祖先以來之御由緒、又は一己之勤功、家政之美事等申立、都而勝手之趣意を以内願致し候^⑮」とあるのは、そのような状態を示している。そのような大名たちの動きに対する幕府の対応は「其家之先途」という原則であった。

① 『表三』と『表四』の出典と同じであるが、『寛政重修諸家譜』の該当条を参考した。

② 『表六』参照。

③ 『表七』参照。

④ 朝尾直弘「將軍政治の権力構造」(『岩波講座日本歴史』近世二、岩波書房、一九七五)。

⑤ 『寛政重修諸家譜』の該当条を調べて作った。

⑥ 位階と官職を組み合わせた上下は従五位下、従四位下、従四位下侍、従四位下少将、従四位下中将、正四下、正四位下少将、正四位下中将、正四位下参議、従三位となる。

⑦ 『寛政重修諸家譜』該当条。

⑧ 『寛政重修諸家譜』該当条。

⑨ 位階の上昇を求めた兩部家はこれに当たる。これに対しては深谷克己「領主権力と武家」官位二(はじめに註⑩)参照要。

⑩ 『徳川禮典録』上(徳川黎明会、一九八二)、三三五―三三八頁。

この法令は寛保三年に出されたものであるが、諸家の官位叙任・昇進

を調べると、寛永三年以後の官位叙任・昇進の慣例を法令化したものであることわかる。

⑪ この場合、五十歳に関する規定には適用されない。

⑫ 当時大名たちの一生は「十五、六歳で元服をし、二二、三歳で家督をつぎ、大名の座にあること十数年で、家をゆずって、しばらく政務をはなれた生活を楽しみ、五〇歳ごろには死亡する」(見玉幸多、前掲書、二九九頁)。

⑬ 『寛政重修諸家譜』該当条。

⑭ 『徳川禮典録』上、三三九頁。これは天保十二年に発せられた法令の一部である。

⑮ 『武家官位装束考』(『新井白石全集』六、国書刊行会、一九七七)、四七二頁。

⑯ 深谷克己「領主権力と武家」官位二(はじめに註⑩)。

⑰ 見玉幸多、前掲書、二一一―二一八頁。

⑱ 『徳川禮典録』上、三三九頁。

むすびに

以上、武家官叙任の動向とその特徴・意義を権力の成長過程と関連させて探りながら、近世武家官位制の成立過程を辿ってきた。それを要約すれば、次の通りである。

近世武家官位叙任は豊臣秀吉の関白就任を引き金としており、豊臣権力期における官位叙任上の特徴は有力大名を従四位以上に叙任させたこと、数多くの陪臣を従五位下に叙任させたことにある。これは豊臣権力が大名連合的性格を持っていたからである。このような武家官位叙任は、秀吉権力維持に機能した点において、大きな意義を有していたといえよう。

一方、徳川初期権力の武家官位叙任は四時期に分けてみることでできよう。第一期である慶長八年から元和八年までは大名権力、朝廷等が徳川権力を規制していたので、官位叙任は將軍宣下・上洛に大きく関連していた。その時期の叙任上の特徴は朝廷を媒介にして有力外様大名を將軍権力に包摂するために行なわれたことにある。従って官位は政治的意味を持っていた。第二期である元和九年から寛永十一年の家光上洛までにも官位叙任は未だ上洛と関連していたが、この時期に朝廷から独立した幕藩制独自の武家官位制が展開し始める。二条城行幸の際の官位はそれまでの官位制展開の総決算であり、近世武家官位制の基本的枠組となる。家光上洛以後から慶安四年までの第三期は幕府権力の専制化・制度化と関連して官位が持っていた政治的意味は薄くなり、大名の官位保持率は下がる。しかしこの時期に定例的叙任が定着して、武家官位制が幕藩体制に制度的に機能し始めた。そして有力外様大名の官位は家格制と絡み合いながら固定される。慶安四年の家綱將軍宣下以後の第四期は全般的な幕藩制の安定に伴って権力レベルでの「家」の論理が強調される。そのような背景のもとで、一般大名の官位叙任原則が立てられる。この結果、官位制と家格制が絡み合う近世武家官位制が確立されるのである。

総合していえば、豊臣政権期から第一期までの近世武家官位制の生成期、第二期の再編成期、武家官位制の成立期、第三期の叙任上の停滞期、近世武家官位制の定着期、第四期の活性化期、近世武家官位制の確立期という過程を辿ったといえよう。また武家官位は第二期まででは朝廷と幕府、外様大名と幕府といった政治的諸関係に規制されて政治的に機能していたが、第三期からは幕藩制権力構造の中で制度的に機能するようになったといえよう。

こうした武家官位制は幕藩体制独自の家格制の枠組の制限を受けており、官職昇進を通じた將軍に対する「忠」の論理が貫かれていた。そのような武家官位制は、儀礼の場で上下序列を露呈することによって、幕藩体制の秩序づけとともに、將軍の威光を喚起するのに機能したといえよう。

本稿は主に権力側の論理に沿って武家官位制の成立過程を論じたものである。したがって官位制についての朝廷側の論理・立場、武家官位をめぐる朝廷と武家権力との交渉過程、そして朝廷を含む幕藩制国家における官位制の位置等は触れることができなかった。また旗本と譜代大名息子の官位は当初から幕府役職と深く関連していたが、これも明確にすることができなかった。これらの点は今後の課題にしたい。

（京都大学研修員

On the Formation Process of the Early Modern Samurai Ranking System

by

LEE Gyewhang

[Summary] This paper looks into the trend of appointment to samurai rank and its distinctive features. Along with elucidating the formation process of the early modern samurai ranking system by following its changing nature, it also tries to educe the significance of the feudal clan system which structurally commanded the samurai ranking system.

First of all, this paper makes associations between the process of unification of the whole country and its authoritarian characteristics, and the attaining of the samurai rank by appointment during the Toyotomi political period, then analyzes and assesses it paying particular attention to the appointment to the samurai rank of the samurai's retainer.

Next, it also shows that appointment during Ieyasu and Hidetada's reign to the samurai rank was heavily associated with the Shogun's proclamation and his visit to Kyoto.

During the Kan'ei period, regular appointment became fixed and the samurai ranking system which became independent from the Imperial Court begins to develop, but the focus is particularly on the fact that the court rank during the samurai's visit to the Niijo Palace became the basic framework of the early modern samurai ranking system. It is also ascertained that it is during this time that the appointment and family rank of the powerful non-Tokugawa daimyo became interrelated and established.

However, the principle of the daimyo appointing to samurai rank was not established until Manji 3, Kanbun 1, and it was at this time that the ranking system and family rank system became interrelated and the early modern samurai ranking system was established. This kind of samurai ranking system is influenced by the independent feudal clan system's limitation of the family system framework. Thus, the logic of "loyalty" spread through the governmental post promotion.